第９回盛岡市・玉山村合併協議会

会　議　録

盛岡市・玉山村合併協議会事務局

第９回盛岡市・玉山村合併協議会

日時　平成17年11月26日（土）午後３時

場所　盛岡グランドホテル　地下１階「祥雲」

次　　　第

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　議　　事

（１）報告事項

① 玉山総合事務所の組織機構の概要について

② 事務事業の調整結果について

③ 盛岡市・玉山村合併協議会の廃止について

（２）その他

① 玉山総合事務所の開所式について

② 主な公共的団体の統合について

③ 合併記念式典及び合併記念祝賀会について

４　閉　　会

午後　3時00分

1　開　　会

○司会（沼田事務局次長）　定刻となりましたので，ただいまから第9回盛岡市・玉山村合併協議会を開会させていただきます。

本日は，協議会委員28名のうち25名の出席となっており，定足数であります3分の2を満たしておりますので，本日の会議は成立となります。

あらかじめ皆様にお願い申し上げますが，会議録作成の関係から，質疑につきましてはマイクをお使いいただきますようよろしくお願いいたします。また，テレビカメラ等による会場内での取材は，会長あいさつまでの頭取りとさせていただきますので御協力をお願いいたします。

それでは，次第に従いまして進めてまいります。

2　会長あいさつ

○司会　初めに，会長の谷藤裕明盛岡市長があいさつ申し上げます。

○谷藤会長　一言御挨拶申し上げます。第9回を迎えました盛岡市・玉山村合併協議会の開催をご案内申し上げましたところ，皆様には，何かとお忙しい中，御出席いただき，誠にありがとうございます。

昨年の11月に合併協議会を設置して以来，新市建設計画を含む60項目の合併協定項目について，委員の皆様の熱心な御議論と御協力により，精力的な協議を重ね、新市建設計画の策定や合併協定書をとりまとめていただきましたことに対しまして，改めて感謝申し上げる次第でございます。

さて，合併まで残すところあと40日余りとなりましたが，来年1月10日の新市の発足に向けまして，今年度は事務事業の移行が円滑に行われるよう，両市村の職員が一丸となって，合併協定書に基づく具体的な事務事業の調整を行い，約900項目に及ぶ調整が，今般，一通り終了したところでございます。

最後の協議会となります本日の会議では，「玉山総合事務所の組織機構の概要」や「事務事業の調整結果」「盛岡市・玉山村合併協議会の廃止」について，御報告申し上げますとともに，「玉山総合事務所の開所式」などについても御説明申し上げますので，委員の皆様の忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げまして，開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3　議　　事

○司会　それでは，ただいまから会議に入りたいと存じます。

その前に資料の確認をいたします。本日の資料は，本日お配りしました資料一式，座席表となっております。よろしいでしょうか。それでは会議に入ります。

会長よろしくお願いいたします。

○谷藤会長　しばらくの間，議長を務めさせていただきますので，よろしくお願いいたします。

（１）報告事項

○谷藤会長　事務局からの報告に入る前に，私から協定項目 11 の「特別職の身分の取扱い」について、委員の皆様に御報告を申し上げます。

玉山村の特別職の身分の取扱いにつきましては，２市村の長が協議して別に定めることとしておりましたので，事務レベルによる事務事業調整の終了を受けまして，玉山村長との首長懇談を開催し，合併後の玉山区に設置する玉山総合事務所の区長の選任につきましては，村長の工藤久徳氏が適任と考え，お願いをいたしたところであり，住民の意向把握や事務処理全般に精通していること，また，住民の安心感や相互理解を醸成し，合併後の円滑な行政運営を促進する上からも，必要とされることなど，私の総合的な判断を了承していただいたところでございます。

また，総合事務所には，区長を補佐する事務長職を設置することとし，玉山村助役の竹田孝男氏を選任する方針としたところでございます。

詳細につきましては，この後の報告事項の中で説明を予定しておりますが，ともに力を合わせて，住民の方々の合併に対する不安を払拭し，一体感を醸成しながら，質の高い行政サービスの提供に汗をかいてまいりたいと思っておりますので，皆様方の力強い御支援を賜りたいと存じます。

以上で報告とさせていただきます。

それでは，報告第１号　玉山総合事務所の組織機構の概要について，事務局から説明願います。

○佐々木事務局長　事務局長の佐々木でございます。資料の１ページをご覧いただきたい

と思います。

報告第1号としまして，玉山総合事務所の組織機構の概要について，別紙のとおり御報告するものでございます。

資料２ページの１　地域自治区「玉山区」についてから，３　玉山総合事務所の長についてまでは，合併協定項目として協議した内容でございます。

１　地域自治区につきましては，合併特例法の規定に基づきまして，合併前の玉山村の区域であった区域に設置するものでございます。名称は玉山区，設置期間は合併の日から平成28年３月31日までの約10年間，事務所は合併前の玉山村役場，名称は玉山総合事務所とするものでございます。

２　玉山総合事務所の所掌事務については，合併協定項目13　事務組織及び機構の取扱いで協議した内容でございますが，玉山総合事務所では，住民生活に密着した窓口業務並びに地域振興策及びコミュニティ施策の推進に関する事務，地域自治区におかれる地域協議会の庶務に関する事務を分掌するものでございます。

管理部門及び事務事業の遂行上，効果的に進める必要がある部門については，合併時に本庁に統合するとともに，適時・適切，段階的に再編，見直しを図ることとしているものでございます。

３　玉山総合事務所の長につきましては，合併特例法に基づきまして，玉山総合事務所の長に代えて，常勤特別職の区長を置くこととしたものでございまして，任期は２年とし，再任は妨げないこととしております。

次に，４　区長の権限等についてでございますが，この件につきましては，市長，村長が協議して定めたものでございます。玉山総合事務所の組織上の位置づけにつきましては，本庁における部相当とし，区長の専決権限については，玉山総合事務所の分掌事務に関して，盛岡市助役の専決権と同程度とするものでございます。市長の代決権は有しないものでございます。

３ページの（３）人事関係については，区長は，玉山総合事務所内の職員の服務の管理監督を行うものでございます。

（４）企画関係につきましては，区長は，庁議や政策形成推進会議への出席など，市政の運営に係る基本方針の決定及び重要施策等の総合的な調整等に関する会議に参加するものでございます。また，地域協議会の庶務及び運営に関する事務を統括するものでございます。地域振興策については，市長はあらかじめ地域協議会の意見を聴くなど配慮し，

企画するものでございます。

（５）財政，契約関係についてでございますが，①財政関係につきましては，区長は，専決権限の範囲内で玉山総合事務所内における予算等の執行管理を行うものでございます。

なお，新市における予算等に関する取扱いにつきましては，財政担当部署は本庁に一元化，予算編成に当たっては，新市建設計画については，合併効果による歳入増加分を財源とした予算の確保に努めることとしております。

②玉山区に係る工事の入札及び契約事務につきましては，発注の公平性を確保するため，本庁一元化とするものでございます。玉山村の入札参加資格者については，盛岡市の区分に分けて引き継ぎ，一元管理するものでございます。また，玉山区に係る工事の発注につきましては，当分の間，特例措置を設けることとしております。特例措置につきましては，発注標準額が5,000万円未満の工事，期間は平成19年５月31日までとし，通常型指名競争入札とするものでございます。

次の，５　新市建設計画事業関係につきましても，市長，村長が協議して定めたものでございます。

土木，建設等の計画及び新設・改築等の事務につきましては，市域全体の観点からの計画妥当性や緊急性，優位性等を考慮いたしまして，本庁又は本庁の部直轄の出張所等を設置しまして対応するものでございます。

新市建設計画事業及び新規事業等につきましては，本庁一元化とし，除雪を含む維持管理事業につきましては玉山総合事務所で行うものでございます。

６　地域協議会につきましては，合併協定項目として協議した内容でございまして，委員は15人以内とし，玉山区に住所を有する者で，公共的団体が推薦する者，知識経験を有する者等から市長が選任するものでございます。

協議会の所掌事項につきましては，①地方自治法第202条の７に規定する事項。これにつきましては，地域協議会は市長，その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し，市長，その他の市の機関に意見を述べることができるということで，内容としましては，地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項，市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項等が規定されているものでございます。

次に，７　事務長の配置及び権限につきましては，市長と村長が協議いたしまして，区長を補佐し，玉山総合事務所の各課を統括する事務長職を置くこととしているものでご

ざいます。専決権限は，玉山総合事務所の分掌事務に関して，本庁の部長と同程度とし，庁議及び政策形成推進会議等に出席するものでございます。

８　組織機構以降につきましては，総務部会長が説明いたします。

○川村総務部会長　総務部会長の川村でございます。８　組織機構について御説明いたします。

合併後の玉山地区に係る行政組織機構図（案）及び現在の玉山村の行政組織機構図，６ページ，７ページを御覧いただきたいと存じます。

まず，玉山総合事務所についてでございますが，現在の７課体制の村長部局を，管理部門である総務課と総合政策室を統合するとともに，住民の利便性を高めるため，税務課と住民生活課を統合いたしまして，総務課，税務住民課，健康福祉課，産業振興課，建設課の５課体制としまして，簡素で効率的な行政運営が可能となる体制にしようとするものでございます。

また，本庁組織との一体的な事務の執行体制と住民サービスを維持するため，現玉山村役場庁舎内に，下水道部及び水道部の玉山事務所，そして農業委員会事務局の玉山分室をそれぞれ設置するものでございます。

教育委員会につきましても同様に，事務局組織として玉山事務所を設置するとともに，地区内の公民館や図書館等を教育機関として位置づけようとするものでございます。

会計課，議会事務局及び監査委員事務局につきましては，本庁組織に統合するものとし，選挙管理委員会の事務につきましては玉山総合事務所の関係職員を併任発令し，対応しようとするものでございます。

なお，合併後の職員定数についてでございますが，現在の玉山村の一般職の職員135名につきましては，すべて盛岡市の職員として引き継ぐことになりますことから，現在の2,409人から，2,544人となるものでございます。なお，玉山総合事務所及び教育委員会等の出先機関の職員として，玉山区には106名の職員を配置しようとするものでございます。

以上，玉山総合事務所の組織機構の概要につきまして御説明させていただきました。

○谷藤会長　ただいま，それぞれ説明があったところでございますが，ただいまの説明につきまして，御質問，御意見がございますればいただきたいと思います。

特にございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷藤会長　それでは，次に進ませていただきたいと思います。

○谷藤会長　次に報告の第２号　事務事業の調整結果について事務局から説明願います。

○藤原事務局次長　事務局次長の藤原でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料８ページをお願いいたします。報告第２号として事務事業の調整結果について，別紙のとおり報告するものでございます。

９ページをお願いいたします。今回の調整結果ですが，事務レベルでの事務事業調整につきましては，各専門部会で915区分を調整項目として取り上げまして，これまで３回の合同会議を開催して確認しております。11月10日に開催した第３回の合同会議では，調整が残っていた103項目について調整を確認いたしました。

本日の合併協議会ではその内，合併協定書で調整方向がはっきりしていないものとか，あるいは今回具体的に方向付けした２項目と，住民に身近な調整項目13項目，合わせて15項目を９ページ以降で御説明するというものでございます。

９ページの附属機関でございますけれども，この表は現在の盛岡市，玉山村に置かれている附属機関の一覧でございます。数としましては盛岡市が56，玉山村が17でございます。

それで，表の右の協定内容ですが，２市村に置かれている附属機関については原則として統合する。どちらか１市村のみに置かれている附属機関については実態を考慮し整備する。委員構成については，２市村の長が地域性に考慮して別に協議して定める。この３つを基本に，附属機関について調整をしたものでございます。12ページまで附属機関の調整内容が示されております。

それで，この表の見方でございますけれど，例えば10ページNo.１「盛岡市国民健康保険運営協議会」というものがあります。これは盛岡市，玉山村それぞれに設置されているということで，盛岡市の場合は委員定数が18人，現在の委員数も18人。玉山村は，現在委員定数が９人で実際の委員も９人と。そして，合併後，盛岡市国民健康保険運営協議会という名称で，委員定数21人で統合するという見方になりますので，よろしくお願いいたします。

それで，12ページでございますけれども，総括表を載せております。下の方の表で，現在の附属機関数は73ございますが，それが，合併後の附属機関は一本化とかそうゆうこと

で58の機関にまとめられるということになります。

No.57～60でございますけれど，現在玉山村に置かれている附属機関が４つございますが，この内，附属機関以外の組織ということで存続するものが３つございます。歴史民俗資料館運営審議会，学校給食センター運営委員会，文化会館運営委員会でございます。これらについては附属機関以外で存続すると。それから，合併時に廃止するものが一つということで，これはNo.58教育振興基本対策審議会と，これについては目的達成のため廃止となっております。

それから，合併により新たに新設する附属機関が２つあります。No.61牧野運営協議会，No.62地域協議会は，新設するというような内訳となっております。

後は，お目通しをいただきたいと思います。

それから，13ページでございますが，下水道使用料賦課・徴収事務についてでございます。これについては協定書では，合併時から玉山村の大口需要者に対する経過措置を設けることとしております。それで，その調整内容ですが，合併時から平成23年３月分までは従量料金の第４段単価を191円/月とするということにしております。現在盛岡市では従量料金は，91円，119円，168円，224円とありまして，大口需要者に対応する金額というのは224円となっております。これを緩和措置として，平成23年３月までは，191円/月とするという内容でございます。

それから，指定金融機関の営業についてということで，盛岡市の指定金融機関である岩手銀行に玉山総合事務所への職員の派遣を依頼しております。公金の収納事務を行うことになるわけですが，取扱い時間は，９：15～12：00まで，昼休みをはさんで，13：00～14：45ということで岩手銀行と協定を結んでいるものでございます。

14ページでございます。23　行政区の取扱い　コミュニティ推進事業のコミュニティ地区の設定についてでございます。これについては，好摩，巻堀・姫神，渋民，玉山・薮川，この４つの地区に設定するということにしておりまして，地元の方の協議に基づいてこうしたものでございます。これによりまして，地区福祉推進会も４地区というふうにしてございます。

次の，コミュニティセンターの関係でございますが，これにつきましては外山を除くコミュニティセンター８館と，防災センター５館，合わせて13館をコミュニティセンターとするとしております。外山地区コミュニティセンターは廃止するということで調整が図られているというものでございます。

それから，15ページをお願いいたします。地区懇談会でございますが，これは，コミュニティ地区を４地区にいたしましたので，それに合わせまして，地区懇談会もこの４つの地区で開催するということにしております。

次の統計調査員協議会についてですが，これは合併後に統合するように協議しているというものでございまして，１月10日に統合する方向となっております。

16ページの社会福祉協議会については，来年３月１日に統合することとしておりまして，11月17日に協定を締結しているということでございます。

次の老人クラブ連合会でございますが，これは合併翌年度に市の例により統合するということにしております。現在の協議では来年４月１日に統合する方向と伺っております。

17ページ，市村有観光施設でございます。総合交流ターミナル，ユートランド姫神ですが，それから岩洞湖家族旅行村及び桜の里は，合併時から玉山総合事務所で所管する。東北自然歩道については，環境企画課で所管し，日常的な管理業務は玉山総合事務所が担当するということで調整しております。

次の玉山村勤労者研修センターでございますが，名称を「渋民勤労者研修センター」とし，管理は現在と同様文化会館が担当するということにしてございます。

次の部会制度，これは農業委員会の関係でございます。今回初めて御報告する内容となってございます。現在，玉山村の農業委員会では部会制度を設置しておりませんが，合併時に市の例により統合してですね，玉山村の選挙による農業委員さん，13人おいでになるわけですが，在任特例で市の委員になるということで，市には，３つの部会があるわけでございますが，13人の方々がこの３つの部会に入るという形になるものでございます。

18ページの地区調査会制度でございますが，これも農業委員会の関係です。これも玉山村には無い制度ということで，合併時に市の例により統合するということになります。内容はですね，現在盛岡では，８つの地区に地区調査会を置いておりますけども，玉山村にも巻堀，渋民，玉山・薮川の３つの地区に，地区調査会を設置するということで農業委員会同士の調整が図られているものでございます。

次の，小学校・中学校学齢簿でございます。学齢簿ということで，教育委員会が作成を義務付けられているものでございますが，これは玉山事務所に学齢簿管理システムを設置し，転校に伴う所要の事務を行うというふうになっております。

19ページをお願いいたします。もりおか市議会だよりでございます。これは盛岡市の例

により統合するというふうになってございまして，ただ，１月10日の合併ということになりますので，玉山村議会の12月定例会の分につきましては，２月１日発行予定の合併臨時号に内容を掲載してですね，御紹介申し上げるという調整結果になってございます。

以上でございます。

○谷藤会長　ただいま説明がありましたが，今までのところにつきまして，御質問，御意見がございますればいただきたいと思います。

いままですり合わせ等も重ねてきた分の報告ということですが，よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○谷藤会長　はい，ありがとうございました。

○谷藤会長　それでは，報告第３号　盛岡市・玉山村合併協議会の廃止について，事務局から説明願います。

○藤原事務局次長　20ページをお願いいたします。

盛岡市・玉山村合併協議会の廃止について別紙のとおり報告するものでございます。資料21ページをお願いいたします。

合併協議会については，御案内のとおり地方自治法に基づいて，昨年の11月22日に盛岡市と玉山村の両議会の議決をいただきまして，11月24日に設置されているものでございますが，廃止する場合についても同様に，議会の議決が必要になるというものでございます。そうゆうことで，今回ですね，両市村の12月議会に廃止協議の議案を提出させていただきまして，御審議いただくというものでございます。

今回，合併協議の役割が終了するということで，廃止の議決をいただくということでございますが，その議決をいただいた後，廃止の協議を行いまして，廃止する規約について告示し，県知事への届出を行い，合併の前日，１月９日をもって協議会を廃止するという内容でございます。廃止のフローが書かれておりますので，御参考までにと思います。

それから，２　平成17年度歳入歳出決算の取扱いでございますが，当協議会の決算についてはですね，規約におきまして，協議会の収支については，解散の日を持って打ち切り，会長であった者がこれを決算するというふうに規定されております。決算調整後ですね，監査委員に監査をお願いするというふうになります。そして，監査の結果については，報告書を作成し，委員の皆様に御報告申し上げるというものでございます。

それから，協議会に属する財産とか事務，まあほとんど財産はございませんけども，そういったものは市に引き継ぐという形になります。

以上でございます。

○谷藤会長　この協議会の廃止まで，平成18年１月９日までの，今後の流れという部分も含めて，今説明がありましたが，この件について，御質問、御意見がございますでしょうか。

一連のこうゆう流れでですね，これから最後の所までいくということでございますので，よろしくお願いいたします。

○谷藤会長　それでは，報告事項を終了いたしまして，（2）　その他に移ります。

始めに，その他の①でございますが，玉山総合事務所の開所式について，事務局から説明願います。

○藤原事務局次長　それでは，御説明いたします。お手元の22ページをお願いいたします。玉山総合事務所の開所式（案）というものでございまして，これにつきましては具体的には玉山総合事務所のほうで計画するということになるわけですが，今回は基本的な事項について御説明申し上げるものでございます。

１　趣旨でございますが，玉山総合事務所の開所式については，合併に伴って設置される玉山区の総合事務所の開所を記念して実施するものでございます。

２　日時でございますが，平成18年１月10日，午前８時30分からということで予定しております。

それから，内容ということで，祝辞，看板の除幕とかここに書いてるとおりでございます。参列者もこのようなことで計画しているというものでございます。

以上でございます。

○谷藤会長　ただいま，総合事務所の開所式について説明がありましたが，この流れの中で，御質問などがございますればいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。この件については，玉山総合事務所が中心となって，進め方等，いろいろとこれから細部は詰めていくと思いますがよろしくお願いします。

○谷藤会長　次にその他の②ですが，主な公共的団体の統合について事務局から説明願います。

○藤原事務局次長　それでは、23ページをお願いいたします。

主な公共的団体の統合についてでございますが，これは合併特例法の規定によりまして，公共的団体については，速やかな一体性の確立を図るということで，統合整備を図るように努めなければならないとなっております。ただ，それぞれの任意団体等の関係もございますので，話し合いを基にして統合を図るというようなことにはなるわけでございます。そうゆうことで，本年５月９日に合併協議会から，両市村の各団体に，統合に向けての話し合いの依頼文書をお出ししまして，お願いしていたものでございます。

それで，今回調整状況についてお聞きしまして，とりまとめたのがこの一覧表でございます。11月時点で調査したものでございます。

主なものを申し上げますと，23ページの統計調査員協議会でございますが，これは平成18年１月10日に両協議会が統合する方向でございます。

それから，24，25ページでございますが，住民生活部会の関係でございます。市の町内会連合会，村の自治会連絡協議会については，統合の時期はまだ未定でございますが，交流会など統合に向けて取り組む予定にしているということでございます。

次の25ページまでにかけては交通安全協会の関係でございます。これは警察の所管区域と行政区域が異なっているということから現行どおりという方向でございます。

27ページから29ページですが，これは保健福祉の関係でございます。民生児童委員協議会と日本赤十字社，これは平成18年１月10に統合すると。それから社会福祉協議会は先ほど御説明申し上げたとおり３月１日ということでございます。28ページの老人クラブ連合会でございます。これは平成18年４月１日に統合するということでございます。

30ページから31ページでございますけども，産業振興部会の関係でございますが，商工会議所，商工会につきましては，今月末に会長さん同士が懇談する予定と伺っております。観光コンベンション協会，観光協会につきましては平成18年度中の統合を目標に調整が行われるということになっております。それから，農協，土地改良区，森林組合につきましては，それぞれ団体がございますので現行どおりというふうになります。

32ページから36ページ。教育の関係でございます。32ページに教育研究会とか指導連絡協議会というものがあるわけですが，平成18年４月１日以降は統合するということで，基本的には４月１日以降，統合・再編する方向になっております。33ページにＰＴＡ連合会

がございますが，合併に向けて説明会を開催する予定でございます。今月中ということなので，もう開催されていると思います。それから，35ページの体育協会でございますが，これは平成18年４月１日合併と。それから，盛岡芸術協会と玉山村芸術協会では統合の可否を含めて協議するというふうになっております。最後になりますが，36ページ，無形民俗文化財の関係ですが，村指定の無形民俗文化財保持団体との統合に向けまして，事務局同士で協議を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○谷藤会長　主な公共的団体の統合等を含めて，今の調整状況等の説明がありましたが，この件につきまして御意見，御質問がございますればいただきたいと思います。

まだ進行中のものもございますけれど，今，一連のこうゆう流れの中にあるということを説明させていただいたところでございます。

出来るだけ早く一体的となることが望ましいわけですが，それぞれの組織上の問題等で若干時間を要するもの等もあるようです。いずれ，一体性を速やかに図れるようにとの思いで，事務方のお手伝いをしながらということになろうかと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○谷藤会長　それでは，その他の③ですが，合併記念式典及び合併記念祝賀会について，事務局から説明願います。

○藤原事務局次長　37ページの資料をお願いいたします。

合併記念式典と祝賀会の概要でございますが，これにつきましては第８回でも御説明したところでございますが，その後，内容的に詰めた項目もございますので，改めて御説明するというものでございます。

１　記念式典についてですが，市の主催ということで行います。日時は１月10日の午後３時から。場所は盛岡市民文化ホールの大ホールということになっておりまして，案内者数は1,312人となっております。一般の方にも御参加いただけるように12月１日の広報もりおかでお知らせするというふうになっております。

内容でございますが，ビデオ上映ということで，盛岡市と玉山村の文化，風景とか産業，そういったものを15分くらい上映するということにしております。それから，市民歌

斉唱と。これにつきましては山王小学校の児童の方々にお願いすると。式辞，挨拶，表彰状の贈呈，来賓祝辞，来賓紹介。アトラクションとして玉山村の巻堀神楽をお願いするというふうにしております。巻堀神楽伝承会と巻堀小学校の児童の方々一緒にやっていただくということで，大体60人くらいに御参加いただけると考えております。それから，合併ソング「たびだち～もりおかの四季～」となっておりますが，盛岡出身でソプラノ歌手でございます，みちのく盛岡ふるさと大使でもあります細江紀子さんとですね，山王小学校と渋民小学校の児童の皆さんで合併ソングの大合唱を予定しているものでございます。

それから，2　盛岡市・玉山村合併記念祝賀会でございますけれど，実行委員会の主催で行うというふうにしてございます。広く，市民，村民の方々のご意見を入れながらということで実行委員会形式にしたところでございます。それで，次のページに実行委員会の委員名簿を御参考までにおつけしております。

去る，11月18日に実行委員会を開催しまして，委員長には斎藤育夫委員，副委員長には佐藤登委員をお願いしたところでございまして，この資料によって，基本的内容を決定していただいたところでございます。

37ページにまた戻りますけれど，日時は同じ日の午後５時から，会場につきましてはホテルメトロポリタン本館としておりましたが，ホテルメトロポリタン盛岡NEW WINGというふうにしてございまして，４階のメトロポリタンホールを予定しております。それに伴いまして，案内者も式典と同じ1,312人としてございます。

内容でございますが，アトラクションについては，盛岡市の山岸獅子踊ということで御披露するという予定にしております。南部藩時代から伝わるもので，市の無形民俗文化財に指定されているものでございます。

それから，祝賀会は会費制を予定しておりまして，4,000円ということにしております。記念品でございますが，合併記念誌を作成し，２月上旬までに式典の御案内をした方々に送付するというふうにしてございます。

○谷藤会長　ただいまの説明につきまして，御質問，御意見ありますれば，いただきたいと思います。

特にございませんか，いずれ，大いに式典並びに祝賀会を盛り上げていきたいと思っておりますので，どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上を持ちまして，予定しておりました報告はすべて終了いたしました。本日の会議を

持ちまして協議会は終了するということになるわけでございますが，皆様方からこの際何か御発言がございましたら。

どうぞ。

○荒屋委員　ちょっとお聞きしておきたいんですけども，３ページのですね，（5）②イの第２項ですか，特例期間のところを見てみると１年半位しかない訳ですけども，この１年半の根拠，というのは１年半では新しい制度に馴染めないのではないかと思うんですけども。根拠なり，どうゆうことでそうゆうふうに確定したかお聞きしておきます。

○谷藤会長　３ページの（5）の②の部分ですけども。じゃ，財政部会長のほうから。

○泉山財政部会長　それでは，財政部会からお答えを申し上げます。

この契約関係でございますけれど，盛岡市，それから玉山村もそうですけれど，入札に参加していただく方の資格は２年間としてございます。それで，ちょうど今年，平成 17 年が切り替えの時期でございまして，これは盛岡市も玉山村も同じでございます。それで，同じ平成 17 年度と平成 18 年度，この２年間を資格の期間とするわけでございますが，若干違いますのはこの期日のところでございまして，盛岡市が今年の６月１日から平成 19 年５月 31 日までと，こういう２年間になってございますので，この２年間に合わせていただいたということで，現在資格のある方については途中で資格がどうなるということになりませんので，とりあえず２年間は同じ資格で行くという事で平成 19 年５月 31 日としたわけでございます。これにつきましては，地元の企業さんの育成というふうなこともございまして，当分の間ということで，今お話のとおり，どの位の期間にすればいいのかというお話もあったわけでございますが，資格の２年間というふうなものを一つの目安にさせていただいたというわけでございます。以上でございます。

○谷藤会長　どうぞ。

○荒屋委員　はい，私はちょっと聞いてたところによりますと，県は電子入札に移行するということを聞いているわけなんですよ，この１年半くらいで。それに合わせて，市でもということなんですけども，これは，この各クラスですか，下位クラスのものについて全部電子入札にするということですか。

○泉山財政部会長　それでは，お答えいたします。

電子入札につきましては，業者の方々が直接役所に来て，お集まりになって入札をするというふうなことではなくて，パソコン上でやるということで，県のほうで現在，試行と

いいますか，実験的になされております。現在，県のほうに県内の市町村が全部加わりまして，県のやり方を全市町村もまねをするといいますか，導入するということで，今の整備状況から行きますと，平成 19 年度に市町村の実験が始まるということでございます。まだ若干，具体的な日時と，どうゆう範囲で，どうゆう規模の所で，実験を始めるかということは決まっておりませんが，将来的には大きいものから小さいものまで，すべて電子入札という方向に行くのではないかと思っております。

以上でございます。

○谷藤会長　はい，どうぞ。

○荒屋委員　そうであれば，そんなに早急に，かなり盛岡市の入札制度と村の制度が違うようですので，なにもこの１年半くらいで，合併といっても吸収なわけなんですけど，今までいろいろなやり方でそれなりによかれと思ってやってきているのを急に変えるというか，それに取り込むということをしなくても，せめて５年位，軟着期間といいますか時間をかけてゆっくりとこう，するべきではないのかなと。かなりこれは，業者にはプレッシャーになるというか，不安をあおるだけではないのかなと思いますけれど，その辺の考えは。

○泉山財政部会長　今，具体的に５年位というお話も出たわけでございますが，現在，玉山村で入札する場合ですね，原則として 10 者程度，これを一つの目安としています。ですから，村に本社のある会社，これが 10 者に足りなければ，隣接市町村から実績等を勘案してですね，指名をいたしまして，それで入札に加わる形で，なるべく競争性を確保するということで進めておりますので，現時点でもものによっては，玉山村に本社のある会社だけではなく，周辺の市町村の業者さんも加えて入札をしているという実態があります。ただ，やはり，今お話のとおり，どちらかといいますと盛岡に登録している業者の数が多いわけでございますので，それで私どもといたしましてもやはり，急激な変化は避けなければいけないと，その点には配慮しなければいけないということで，一つの目安として，資格の期間が２年間ということがございますので，その区切りの所までは特例措置で行きたいものだということで，御相談申し上げたという所が経過でございますので，御理解賜りたいというふうに思います。

○荒屋委員　そんなにですね，業者間のランクというか，A，B，Cとあるわけなんですけども，入れ替わりというのはこの２年で変わるとは考えられないわけですよ。10 者なら 10 者，15 者なら 15 者，20 者でもいいんでしょうけども，このランク，5,000 万円以

内の場合はそれぞれの市村の業者数は実際どれくらいになっているわけですか。

○泉山財政部会長　市村の業者数というわけでございますが，今，事務調整の中で盛岡市の例によりまして資格のランク等も合わせるというふうにしております。３ページの下の方にも書いてありますけれど，「入札参加資格審査委員会」というものもございますので，現在，玉山村さんの方の資格になっている業者さん，それから，今度盛岡市になった場合どうなるのかということも含めまして，担当課と調整させていただいておりますので，今後の予定としましては 12 月に入札参加資格審査委員会を開いて発注方針について決めることにしてございます。その中で担当課と御相談申し上げながら，決めてまいりたいと思っておりまして，現在の所しっかりとした数についてはまだ調整中ということでございます。ただ，先ほど来お話のありましたとおり，やはりいろいろな事務につきまして，なんとか速やかに一体化を図りたいということで，ご指摘のとおり，地元企業の育成ということも大切でございますので，それで，先ほど来申し上げておりますが，ある一定の期間ということで，御理解をいただかなければならないということで，提示申し上げたものでございます。以上でございます。

○荒屋委員　わざわざストレスを助長するというんですか，ほんとに業者にプレッシャーになることはしないで，地元密着の業者さんで，15-16 人，或いは 5-6 人でやっている小さな業者ばかりだと思います。地元のいろんな地域のイベントなり，お祭りなど，そしてまた，災害時など，いつも助けていただいている業者さん達ですので，地域の考慮というか，その辺は十分に考えて，審査委員会ですか，指名業者を選んで，まあそれなりの資格，もちろんそれなりの技量は勘案するのは当然ですけれど，その辺十分に配慮した業者育成もしていただきたいと思います。いずれ，地元の業者，地場産業というか，地元の昼間の実労働人口にも影響していますし，既存の商店が無くなれば消防団なんかも形骸化してくるのは目に見えておりますし，もう限界に達していると思いますので，その辺よろしくお願いしたいと思います。

○谷藤会長　ひとつの，地域の方々の思いを述べていただいたものだと思いますが，いずれ，激変緩和という部分も含めてですね，一定の期間特例として設けると。都南村さんのときは最初から一体として取り組んだ経緯もありますけれど，今回そうゆう強い御要望もありまして，ただ，考え方としては，エリアが大きくなるということですから，玉山の皆さんも盛岡のことにどんどん努力してですね，来れるという，エリアが広がるという考え方に立つとすれば，そうゆう捉え方があるんではないかと思いますけど，ただ，一定の激

変緩和という部分も含めてですね，その辺に配慮を含めて対応する期間，特例ということで設けさせていただくということですので，御理解いただきたいと思います。

○谷藤会長　ほか，ございますでしょうか。

それでは，事務局から何かありますか。

事務局も特に無いようでございますので，それでは，合併協議会の最後の締めくくりといたしまして，私から一言御礼の御挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

盛岡市・玉山村合併協議会委員の皆様におかれましては，公私ともに御多忙の中，昨年11月29日の初会合以来，本日まで9回にわたりまして熱心な御協議をいただき，誠にありがとうございます。

お蔭様で来年1月10日に新生盛岡市として新たなスタートを切ることになるわけでございますが，これもひとえに皆様方の多大なる御尽力の賜でございまして，深く感謝申し上げる次第でございます。

また，両市村の議会及び住民の方々の深い御理解と御協力に敬意を表しますとともに，御指導を賜りました岩手県御当局並びに関係機関の方々にも心から感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

市町村合併はそれ自体が目的ではなく，安心して暮らし，働き続けることが出来るようなまちづくりの手段であります。新しい未来を創造する第一歩となると，このように思っているところでございます。

特にもこの度，玉山村さんとの合併につきましては，まさに啄木が歌い，思い続けたふるさとの山や川など岩手らしい景観が息づく実り豊かな地域と，盛岡の高次都市機能の集積，これらを生かしながら，特色ある産業の振興に積極的に取り組みながら「活力に満ち，詩情あふれる新県都」の実現に取り組んでまいらなければならないものと心を新たにしているところでございます。

そのためには，合併に対する不安の払拭に努め，一層の相互理解を育むことを念頭に，合併してよかったと心から喜んでいただけるような市政の推進に努めてまいりますので，今後とも，皆様の御協力と御指導を賜りますようお願い申しあげまして，お礼のあいさつとさせていただきます。

委員の皆様，長い間，さまざまな角度から御議論いただきまして，本当にありがとうございました。

それでは，玉山村長さんからも一言御挨拶を。

○**工藤副会長**　今の市長さんの挨拶に尽きるわけでございますが，村の立場といたしましても一言お礼を申し上げたいと思います。

今日を持ちまして合併協議会を閉じるわけでございますが，これまで９回にわたり，熱心に御協議をいただいたわけでございまして，ことにも協議に当たりましては，私どもの村は人口規模・財政規模が小さいわけでございますが，そうした面にも十分な配慮をいただきながら，御協議いただいたわけでございまして，そうした御配慮に心から感謝申し上げる次第でございます。

いつも申し上げてまいったところでございますが，地方分権時代の地域を重視した分権分散型の合併で，広い空間，多様な空間を，そして多くの資源を有しておるわけでございますが，それぞれの地域が輝く新県都盛岡市として発展するように，これから皆様方のお力をいただきながら，さらに努めてまいらなければならないと思っております。

なお，先刻，市長さんから御報告ございましたように，合併後，玉山区の区長としてお世話になることになりました。市長さんの御要請をいただきまして，それを受けることにしたわけでございますが，合併にとって一番大事なことは，速やかな一体感の醸成，確立だろうと思っております。そのために，これまで皆様方から御指導いただきました経験を生かし，そしてまた，住民の急激な変化に対する不安を出来るだけ少なくしながら，更なる発展のために努めてまいらなければならないと思っております。これまでお寄せいただきました皆様方の御指導，御協力に感謝申し上げながら，今後とも変わらぬ御鞭撻を賜りますようにお願い申し上げてお礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○**谷藤会長**　ありがとうございました。以上で会議を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

４ 閉　　会

○**司会**　これをもちまして、第９回盛岡市・玉山村合併協議会を終了させていただきます。委員の皆様のご協力に感謝申し上げまして、閉会とさせていただきます。

午後　４時０３分